

# 食中毒の発生について

平成25年7月1日(月) A市教育委員会からの連絡によりB保健所が集団胃腸炎の発生を探知し、直ちに調査した結果、小学校の給食施設が提供した学校給食を原因とする食中毒と断定し、7月5日(金)に、B保健所長が同施設に対する営業停止処分を行った。

## 1 探知の概要

7月1日(月)午後1時20分頃、A市教育委員会からB保健所に対し、「A市立a小学校の児童及び職員において、嘔吐・下痢等の有症者が発生している」と連絡があった。

## 2 調査結果(7月1日午後1時現在)

- (1) 初発日時 6月28日(金)午後6時頃
- (2) 有症者
  - ・ A市立a小学校(児童数124名、職員数14名)のうち、  
児童36名(男児15名、女児21名 6~12歳)  
職員等5名(男性1名、女性4名 38~57歳)
  - ・ 上記のうち17名が医療機関を受診。入院者なく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、腹痛
- (4) 病因物質 ノロウイルスG
- (5) 原因食事 6月27日(木)に提供された学校給食  
主なメニュー ご飯、とびうおのごまフライ、甘夏みかんのサラダ、  
トマトと卵のスープ、牛乳

## 3 原因施設

- (1) 屋号 a小学校
- (2) 所在地 A市
- (3) 営業者 C株式会社 代表取締役

## 4 原因施設の特定期間

- (1) 有症者の共通食事は、当該給食施設が提供した学校給食のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、また感染症を疑う事例は確認されなかった。
- (3) 学校給食調理従事者1名と有症者22名の検便からノロウイルスGが検出された。

## 5 B保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分  
(7月5日から7月7日までの3日間)  
なお、営業者は、7月1日から営業を自粛している。

\* 都道府県のホームページに掲載された内容を基に、都道府県教育委員会で作成